

豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊能町空き家バンクに登録されている空き家を購入又は賃貸し、リフォーム工事を行う者に対し、そのリフォーム工事に要する費用の一部を補助することにより、空き家の循環利活用の促進及び定住促進による地域の活性化に資することを目的とし、予算の定めるところにより本町が行う、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、豊能町補助金等交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、豊能町空き家バンク制度実施要綱（平成24年5月1日施行。）において使用する用語の例による。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、該当する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる1名を補助金の交付対象者とする。

（1）居住目的で豊能町空き家バンクに登録されている空き家（ただし、違法に建築されていないものに限る。）を購入した後、本町に転入し3年以上継続して本町に居住する意思を有している者。

（2）違法に建築されていない空き家を豊能町空き家バンクに登録し賃貸する者

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者又は世帯員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助を行わない。

（1）過去にこの要綱による補助金を受けたことのある者

（2）補助金の交付決定前にリフォーム工事を行った者

（3）町税の滞納のある者

（4）近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族）が空き家バンクに登録した空き家を購入した者

（5）豊能町暴力団排除条例（平成25年豊能町条例第25条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

（6）前各号に掲げる者のほか町長が不適当と認める者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、豊能町内に本店がある法人事業主又は町内に住所がある個人事業主が行うもので、次の各号に掲げ

る工事とする。

- (1) 住宅の居住性を良好にするための増築、改築及び修繕工事（ただし、法律に反しないものに限る。）
- (2) 住宅の機能を向上させるための修繕に係る工事
- (3) その他、町長が認める工事

2 次の各号に掲げる工事は補助対象とはならない。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者が直接行う工事
- (2) 家財道具、備品の購入又は処分
- (3) 住宅設備機器類の設置工事
- (4) 耐震補強に関する工事
- (5) 外構工事
- (6) 居住を目的としない建物（ガレージ、物置等）の設置
- (7) 電話、インターネット回線及びケーブルテレビ等の配線工事
- (8) その他町長が不適当と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の2分の1（1,000円未満切り捨て、消費税は除く。）とする。ただし、30万円を限度とし、補助金の総額については予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事を開始する14日前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の所有者を明らかにする書類（登記事項証明書等）
- (2) 内訳明細の付いた工事見積書の写し
- (3) リフォーム工事の概要が確認できる工事請負契約書の写し
- (4) 工事期間が確認できる書類。ただし前号の書類で工事期間が確認できる場合は省略することができる。
- (5) リフォーム実施箇所の写真（リフォーム工事実施前）
- (6) 3カ月以内に発行された町税の滞納がないことを証明する書類。ただし本町に転入するより以前にリフォーム工事を行った者は提出を省略することができる。
- (7) 移住であることが確認できる書類（本町の住民票等）。ただし空き家を豊能町空き家バンクに登録し、賃貸する者は省略することができる。
- (8) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請は、申請者1人当たり1回及び空き家1戸あたり1回を限度とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助額を決定し、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金交付決定通知書（様式2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の検査)

第8条 本町職員は工事期間において、事前通告無しに工事の立ち入り検査行うことができる。なお本町職員による検査があった場合、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）はこれに応じるとともに、工事関係者に検査の受け入れを指示しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は工事が完了した時は、工事が完了した日から14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) リフォーム実施箇所の写真（リフォーム工事実施後）
- (3) 工事に使用した製品の納品書
- (4) 本町の住民票（第3条第1項第1号に該当する者に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付請求をしようとするときは、豊能町空き家バンク

活用促進事業（リフォーム工事）補助金交付請求書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金交付取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定を取り消し、又は豊能町空き家バンク活用促進事業（リフォーム工事）補助金返還請求書（様式第8号）により、交付した補助金の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）物件を購入した者が、3年未満に本町より転出したとき。
- （3）実績報告書を第9条に規定する日までに提出しないとき。
- （4）その他町長がこの要綱の目的に反すると認めたとき

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年9月1日から施行する。